

令和3年度困難を抱える若年女性支援業務 質問・回答

No	回答日	質問	回答
1	4月16日 (金)	相談業務を担う市の関係部署とは実際にはどこに当たるか。子ども育成部以外の部署とも直接のやり取りは発生するか。	仕様書5(2)エ(イ)の「女性相談業務を担う市の関係部署と情報共有を行い、必要に応じ、自立支援計画策定についての助言を受けるものとする。」に記載のある「市の関係部署」とは、子ども育成部のほか、女性相談業務を担う市民文化局男女共同参画室や各区の相談窓口を指しますが、事業所管である子ども育成部を通してやりとりすることを想定しております。 なお、仕様書5(5)留意事項イの「市の所管部署と十分に連携を行う。」に記載のある「市の所管部署」は、事業の所管部署である子ども育成部となりますが、子ども育成部と連携の上、利用者の状況に応じて、該当となる福祉サービスに係る相談窓口への同行支援等を行っていただくことを想定しています。
2	4月16日 (金)	兼務については、どこまで明確にすればいいのか。日報の提出など求められるか。	仕様書7(2)に記載のとおり、「本事業に従事する職員が本事業以外の業務を兼務する場合は、委託業務の業務量に相当する経費のみを対象経費とする。」としております。そのため、従事される職員の方が本事業以外の業務を兼務する場合は、企画提案で提出していただく参考見積書の中で、兼務される職員の方の person 費について委託業務に相当する経費を示してください。なお、業務実施後は、必要に応じて日報等で確認させていただくことを想定しています。

3	4月16日 (金)	関係機関連携会議において、個人情報の保護等やどのように扱うのか。利用者から同意を得ることはわかるが、構成機関間での個人情報保護の確認書や覚書の締結などは、札幌市が担うことになるのか。また、関係機関連携会議には、受託者の連携団体も出席可能か。	仕様書5(4)「関係機関連携会議等において関係機関の間で情報共有を行うことについて、支援開始時点等に利用者から同意を得ることとする。」としており、関係機関の間で情報共有が必要な事例の場合は、まずは受託者において利用者から同意を得ることとなります。 一方、関係機関連携会議における構成機関の間での個人情報保護の取扱いは市が担うこととなります。 また、関係機関連携会議への出席者は原則受託者のみを想定しておりますが、必要があると認めるときは、関係機関連携会議の構成機関以外の関係機関に出席を求めることを想定しているため、この場合は連携団体も出席が可能となります。 なお、受託者と連携団体との間で、利用者の個人情報の共有が必要となる場合は、連携団体と協定を取り交わすなど、個人情報の保護を徹底してください。
4	4月16日 (金)	ヒアリングに出席する3名においては、連携団体の職員の出席も可能か。	連携団体の職員の出席も可能です。